

南風原町デジタル通知システム構築及び導入支援業務契約書（案）

南風原町長 ●●（以下「甲」という。）と●●●●代表取締役 ●●（以下「乙」という。）は、南風原町デジタル通知システム（以下「本システム」という。）構築及び導入支援業務について、次のとおり契約を締結する。

- 1 件 名 南風原町デジタル通知システム構築及び導入支援業務
- 2 業 務 内 容 別紙「南風原町デジタル通知システム構築及び導入支援業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり
- 3 契 約 金 額 ●●●●円（うち消費税及び地方消費税●●円）
- 4 契 約 期 間 契約締結日から令和9年3月31日
- 5 履 行 期 限 構築業務 契約締結日から令和8年6月30日
導入支援業務 構築完了から令和9年3月31日
- 5 履 行 場 所 南風原町役場
- 6 契 約 保 証 金

この契約の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和8年●月●日

甲 沖縄県島尻郡南風原町字兼城686番地
南風原町長 ●● 印

乙 ●●●●
●●●●
代表取締役 ●● 印

契 約 条 項

(総則)

第1条 甲は、本契約の各条項に基づき、仕様書に記載された業務(以下「業務」という。)の実施を乙に委託し、乙はこれを受託する。

2 甲及び乙は、信義誠実の原則に従い、相互の信頼関係を維持し、誠意をもって本契約に記載した事項を履行するものとする。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第2条 乙は、本契約により生じる一切の権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保の目的に供してはならない。ただし、書面により甲の承諾を得たときは、この限りではない。

(再委託の禁止)

第3条 乙は、本契約の全部又は一部を第三者に再委託してはならない。ただし、書面により甲の承諾を得たときは、この限りではない。

2 前項の規定にかかわらず、乙がシステムの構築・運用に際して利用するクラウドサービス、外部API、その他のインフラストラクチャサービスであって、仕様書に記載し甲が確認したものについては、同項の再委託には該当しないものとする。

(状況等の報告)

第4条 甲は、必要によりいつでも業務の状況並びに導入支援内容等について、乙に対し報告を求めることができる。

2 乙は、前項により甲から報告を求められた場合には、速やかに甲が指定する方法によりこれを報告しなければならない。

(通知義務)

第5条 乙は、業務の遂行に支障が生じるおそれのある事故の発生を知ったときは、その事故発生の帰責の如何を問わず、直ちにその旨を甲に報告しなければならない。乙の責に帰すべき事由による事故の場合は、速やかに応急措置を講じた後、遅滞なく詳細な報告書及び今後の対処方針を提出しなければならない。なお、クラウドサービス事業者等の第三者の事由による事故については、乙は甲への状況報告を行うものとするが、復旧対応の一義的な責任は当該第三者にあるものとする。

2 乙は、前項の事故が個人情報の漏えい、滅失又はき損に係るものである場合には、当該個人情報の項目、内容、数量、事故の発生場所、発生状況等を詳細に記載した書面により、速やかに甲に報告し、甲の指示に従う。

(立会、調査及び指示)

第6条 甲は必要があると判断した時には、本契約に規定する事項を確認するために、業務の作業に立会い、又は必要な事項について調査することができるものとし、乙はこれに協力しなければならない。

2 甲は、乙に対して業務の実施に関し必要に応じて指示することができる。

3 乙は、業務の実施に関し必要と認めるときは、甲の指示を受けるものとする。

(契約内容の変更)

第7条 本契約の内容を変更する必要が生じた場合、事前に甲乙協議の上、書面により変更契約を締結することによってこれを決定する。

(完了検査)

第8条 乙は、構築業務の完了後、仕様書7(1)(2)(7)の成果物及び完了報告書を、導入支援業務の完了後、仕様書7(3)(4)(5)(6)(7)の成果物及び完了報告書を速やかに甲に提出するものとし、甲の検査員による検査を受けなければならない。

2 甲は、前項の完了報告書の提出を受けたときは、その日から14日以内に業務が仕様書の記載に適合しているか否かを検査し、仕様書に適合すると認める場合は、検査合格通知書を作成し、乙へ通知しなければならない。なお、検査合格通知書の発送をもって業務が完了したものとし、乙が第4項の補正その他必要な措置を完了して完了報告書を提出した場合も同様とする。

3 甲は、検査の結果、仕様書に適合しないと認められる箇所がある場合は、完了報告書を受理した日から14日以内に、乙に対し、乙の意見を聴取したうえで期日を定めて補正その他必要な措置を指示することができる。この場合、仕様書に適合させるために要する費用は乙の負担とする。

4 甲が検査の結果、仕様書に適合するものの変更等を希望する場合、あるいは仕様書に記載がない事項について変更・補正その他必要な措置を希望する場合、乙は可能な限り対応するものとするが、この場合に要する期間及び費用の負担については、甲乙間で別途協議するものとする。甲は、この場合、一旦提出された完了報告書につき、完了報告書を受理した日から14日以内に、乙に検査合格の通知をするものとする。

(契約金額の支払い)

第9条 乙は、前条第2項による甲の検査に合格した場合、あるいは業務が仕様書に適合しているにもかかわらず、甲が前項による合格通知を発送しない場合は、当該業務に係る契約金額を甲に請求できるものとする。

2 それぞれの業務の契約金額は、次のとおりとする。

(1) 構築金額 ●●●●円 (うち消費税及び地方消費税●●円)

(2) 導入支援金額 ●●●●円 (うち消費税及び地方消費税●●円)

3 甲は、前項の規定により請求書を受領したときは、請求書を受領した日から 30 日以内に契約金額を乙が指定する金融機関口座へ振り込むものとする。

(延滞金)

第 10 条 甲は、前条第 2 項所定の支払日までに契約金額を支払わなかった場合は、乙に対して遅延日数に応じ、契約金額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第 8 条第 1 項の規定に基づき定められた率（以下「延滞利率」という。）を乗じた延滞金（100 円未満は切り捨てる）を加算して支払うものとする。

(契約の解除)

第 11 条 甲または乙が次の各号の一つにでも該当した場合、相手方は何らの通知又は催告を要せず直ちに本契約の全部又は一部を解除できる。

(1) 本契約に基づく債務を履行せず或いは本契約に違反し、相手方が相当の期間を定めてその履行又は是正の催告をし、その期間内に履行がない或いは違反が是正されないとき。

(2) 相手方に重大な過失又は背信行為が生じたとき、又は業務の履行に際し、著しく不当な行為があると判断したとき。

(3) 相手方が本契約に基づく債務の全部の履行を拒絶する意思を明確にしたとき。

(4) 本契約に基づく相手方の債務の一部の履行が不能で、残存する部分のみでは契約した目的が達成できないとき。

(5) 相手方が本契約に基づく債務の一部の履行を明確に拒絶した場合で、残存する部分のみでは契約した目的が達成できないとき。

(6) 相手方が本契約に基づく債務を履行せず、催告しても契約の目的を達するに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

2 甲は、乙に次の各号に掲げる事由が生じたときには、何らの催告なく直ちに本契約を解除することができる。

(1) 仮差押、差押、競売、破産、民事再生手続の開始、会社更生手続の開始又は特別清算開始の申立てを受けたとき。

(2) 銀行取引を停止されたとき。

(3) 手形交換所の取引停止処分を受けたとき。

(4) 公租公課の滞納処分を受けたとき。

(遅延損害金等)

第 12 条 乙は、自己の責に帰すべき事由により契約期間内に業務を完了しない場合には、

遅延日数に応じ、甲乙協議のうえ業務の未履行分に相当する委託金額として定める額につき延滞利率で算定した金額を、違約金として甲に支払うものとする。

- 2 本契約のために甲が乙に提供すべき資料・情報の遅延や誤りによって業務の進捗に支障が生じた場合や、仕様書の変更(仕様書に適合しているが、甲の依頼によってレイアウトや操作方法等を変更する場合を含む)、仕様書に定めのない事項に関する作業等が必要となった場合については、契約期間の延長はやむを得ないものとし、その変更、作業等の可否、要する期間、追加費用等については甲乙間で別途協議するものとする。

(損害賠償)

第 13 条 甲及び乙は、本契約の履行に関し、相手方の責めに帰すべき事由により直接の結果として現実に被った損害に限り、相手方に対して損害賠償を請求することができる。なお、損害賠償額については甲及び乙で協議のうえ、本契約の対価を限度として賠償責任を負うものとする。

(契約不適合責任)

第 14 条 引き渡された本件目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない(以下、「契約不適合」という。)場合、甲は乙に対し、本件目的物の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、乙は、甲に不相当な負担を課するものでないときは、甲が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

- 2 前項に規定する場合において、甲が相当の期間を定めて履行の追完の催告をしたにもかかわらず、その期間内に履行の追完がないときは、甲は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、履行の追完が不能である、又は、乙が履行の追完を拒絶する意思を明確にしている、その他甲が催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるときは、甲は、何らの催告なくして代金の減額請求をすることができる。

- 3 契約不適合が乙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、甲は、乙に対し、前2項の請求をすることができない。

- 4 前3項の規定は、第 11 条による契約解除及び第 13 条による損害賠償請求行使を妨げるものではない。

- 5 乙が契約不適合の本件目的物を甲に引き渡した場合において、甲がその不適合を知った時から1年以内にその旨を乙に通知しないときは、甲は、その不適合を理由として、履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。ただし、乙が引渡しの際にその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

(成果物の著作権の帰属)

第 15 条 本契約に基づき乙が作成した成果物（仕様書第 7 に定める成果品を含む。以下「成果物」という。）に関する著作権（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 21 条から第 28 条までに規定する権利を含む。）は、成果物の検査合格をもって、対価の支払いと同時に、甲に帰属するものとする。ただし、乙が本契約締結以前から保有する既存のライブラリ、フレームワーク、その他の汎用的なソフトウェア資産の著作権は乙に留保されるものとし、甲に対しては本システムの運用目的に限った非独占的な利用許諾を付与するものとする。

2 乙は、成果物について著作者人格権を行使しないものとする。

3 乙は、成果物に第三者の著作権その他の権利が含まれる場合には、あらかじめ当該第三者から甲が当該権利のライセンス条件の範囲内で利用できる権利を取得し、甲に対して一切の権利侵害が生じないよう措置するものとする。

4 本条の規定は、本契約終了後も有効に存続する。

(秘密の保持)

第 16 条 甲及び乙は、本契約やその他これに関連又は付随して知り得た相手方、相手方の親会社・子会社・関連会社、相手方の役員・従業員・取引先等の事業情報及び技術情報その他一切の情報(以下「秘密事項」という。)を第三者に公表又は漏洩してはならない。ただし、相手方が特に秘密事項とすることを要しない旨を書面で提示したもの、又は次に掲げる各号のいずれかに該当する場合は、秘密事項として取り扱われないものとする。なお、秘密事項を開示・提供する者を開示者、秘密事項を受領する者を受領者とする。

(1) 受領者が知り得た時点で、既に公知又は一般に入手可能であった情報。

(2) 受領者が知り得た時点で、本契約に違反することなく、受領者が既に保持していた情報。

(3) 本契約に違反することなく、受領者のノウハウ、アイデアで発見した情報。

(4) 受領者が知り得た後、受領者の行為によらず公知又は一般に入手可能となった情報。

(5) 第三者から秘密保持義務を課されることなく正当に入手した情報。

(6) 裁判所その他法令により強制的に開示を求められた情報。ただし、この場合でも事前に開示を求められている旨の通知を事前に開示者に行なうものとし、適切な対応を講じるための機会を与えるものとする。

2 前項の規定は、本契約終了後も将来にわたって有効に存続するものとする。

(個人情報の保護)

第 17 条 乙は、業務の実施にあたり、甲における個人情報保護に関する条例をはじめとした個人情報の保護に関する法令を遵守し個人情報の保護に万全を期すものとする。

2 乙は、業務の実施に際して知り得た個人情報の全部または一部を、漏洩、改ざん及び業務以外の用途および目的に使用し、もしくは第三者へ提供してはならない。本契約が解除または終了した後においても同様とする。

- 3 乙は、業務の実施に際して知り得た個人の情報の全部又は一部を甲の書面による許可無く複写し、又は複製してはならない。ただし、甲の許可を受け複写したときは、電算処理業務の終了後直ちに複写した当該個人情報を消去し、再生又は再利用できない状態にしなければならない。
- 4 乙は、授受した個人情報について、滅失、き損を防止するために必要な措置を講じなければならない。
- 5 乙は、個人情報を搬送する必要が生じた時は、個人情報が記録された磁気媒体や帳票等を施錠可能なケースに収納し、事故防止措置を講じた上で、搬送しなければならない。
- 6 乙は、前項の搬送終了後および本契約満了後においては、個人情報が記録された磁気媒体や帳票等を遅滞なく甲に返却又は甲の許可を得て抹消しなければならない。
- 7 乙は、業務の遂行に支障を生じない範囲で、個人情報が適正に取り扱われているかにつき甲より立入検査を要求された時は、これに応じなければならない。検査の結果、不備が認められる事項が発生した場合は、甲と協議の上、改善しなければならない。
- 8 乙は、業務の作業従事者に対して本条の規定を遵守させなければならない。

(協議)

第 18 条 この契約に定めなき事項及びこの契約の履行について疑義を生じた場合は、甲及び乙で協議するものとする。

(専属的合意管轄裁判所の合意)

第 19 条 本契約に関する一切の争訟（裁判所の調停手続きを含む）は、那覇地方簡易裁判所または那覇地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。